

内閣人第 四八 号

起案

令和三年四月八日

裁可	上奏	决定
令和	令和	令和
年	年	三年
月	月	四月
日	日	九日

	施行	令和
	令和	年
	年	月
	月	日

内閣官房長官

赤

内閣總理大臣

五

内閣官房副長官

坂井直



内閣總務官



萩生田	國務大臣	小泉	國務大臣	河野	國務大臣	小此木	國務大臣	加藤	國務大臣	丸川	國務大臣
茂木	國務大臣	赤羽	國務大臣	梶山	國務大臣	井上	國務大臣	井上	國務大臣	平沢	國務大臣
上川	國務大臣	上川	國務大臣	上川	國務大臣	野上	國務大臣	西村	國務大臣	平井	國務大臣
武田	國務大臣	武田	國務大臣	武田	國務大臣	岸	國務大臣	坂本	國務大臣	坂本	國務大臣
麻生	國務大臣	麻生	國務大臣	麻生	國務大臣	田村	國務大臣	西村	國務大臣	西村	國務大臣

内閣

高等裁判所長官に任命する

判事 古敗英明

(五月六日以降発令予定)

最高裁人任第601号

令和3年4月7日

内閣総理大臣 菅 義偉 殿

最高裁判所長官 大谷直人

(公印省略)

高等裁判所長官に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(神戸地方裁判所判事) 判事 古敗英明

(発令希望日 令和3年5月6日以降)

高等裁判所長官任命資格調

(令和3年5月6日以降)

補職さるべき庁	現 職	氏 名	年齢	任 命 資 格	根拠法規
仙台高長官	神戸地判事	古敗英明	63	判事補、検察官 在職通算10年 以上の者	裁判所法第42 条第1項第1 号、第3号

裁判所									
年号	出生地	現住所	本籍						
				月	日	事	項	年月日の 旧氏名	氏名
昭和三十二年八月二十日	札幌家庭裁判所室蘭支部勤務を命ずる	札幌家庭裁判所室蘭支部勤務を命ずる	札幌地方裁判所判事補に補する	判事補に任命する	司法修習生の修習終了	司法修習生を命ずる	京都大学法学部卒業	司法試験第二次試験合格	古敗英明
昭和三十二年八月二十日	札幌家庭裁判所室蘭支部勤務を命ずる	札幌地方裁判所判事補に補する	札幌地方裁判所判事補に補する	内閣	最高裁判所	最高裁判所	司法試験管理委員会	昭和三十二年八月二十日	古敗英明

1丁

年号	月	日	事項	最高裁判所
平成一五	三	二五	司法研修所教官に充てる	名
平成一六	一	一	平成十六年度司法試験（第二次試験） 考査委員に任命する	
平成一七	一	一	任期は平成十六年十一月三十日までとする	
平成一八	一	一	平成十七年度司法試験（第二次試験） 考査委員に任命する	法務省
平成一九	一	一	任期は平成十七年十一月三十日までとする	
九	一	一	平成十八年度司法試験（旧司法試験第二次試験） 考査委員に任命する	
二一	一	一	任期は平成十八年十一月三十日までとする	
東京高等裁判所判事に補する	司法研修所教官に充てることを解く	任期は平成十九年十一月三十日までとする	査査委員に任命する	
最高裁判所	〃	〃	〃	

6丁	裁判所									
	平成二〇	年号	月	日	事	項	府	名	古 敗 英 明	
	II	II	II	II	II	II	II	II	大阪高等裁判所判事に補する	
	II	一一	一	一	II	II	II	II	大阪高等裁判所事務局長を命ずる	
	II	一九	一	一	II	II	II	II	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	
する	大阪簡易裁判所の司法行政事務を掌理する者に指名する	大阪簡易裁判所判事に兼ねて任命する	簡易裁判所判事に補する	大阪簡易裁判所判事に指名する	部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	大阪高等裁判所事務局長を命ずる	大阪高等裁判所判事に補する	最高裁判所	最高裁判所
最高裁判所		内閣	内閣	II	II	II	内閣	II		

7丁	裁判所	年号	月	日	事項	最高裁判所	庁名	古敗英明
		平成二七	一	一	部の事務を総括する者に指名する			
		二八	一	一	部の事務を総括する者に指名する			
		二九	二	二	兼官を免ずる			
		三〇	一	一	部の事務を総括する者に指名する			
		一〇	一	一	部の事務を総括する者に指名する			
		一一	一	一	部の事務を総括する者に指名する			
		一二	二	二	東京高等裁判所判事に補する			
		一二	三	三	裁判所職員総合研修所教官に充てる			
		一二	四	四	裁判所職員総合研修所長に補する			
		一二	一〇	一〇	神戸地方裁判所判事に補する			
		一二	二四	二四	神戸地方裁判所長を命ずる			